

U I ターン福祉人材確保事業のご案内 (障害福祉サービス事業所関係)

令和8年度から資格要件が撤廃されました！

この制度は、福祉人材の確保と定住促進を図るために、市内の障害福祉サービス事業所（※1）に就職されたU I ターン者（※2）及び新規学卒者（※3）の方に対して、家賃等（※4）の一部を予算の範囲内において補助するものです。

対象となる方

- ・令和2年4月1日以後に、市内の障害福祉サービス事業所に正職員（※5）として就職された方
 - ・借家等（※6）を借りるなどにより家賃等を支払われる方
 - ・本市の住民基本台帳に記載されている新規学卒者及びU I ターン就職者
 - ・勤務する事業所の人員基準（※7）に定める職種に従事する方（無資格で従事できる職種を含む）
- 以上4つの要件を満たす方が対象者です。

補助金の額

上限額：月額30,000円（1年目）20,000円（2年目）
※予算の執行状況によって、補助額が変更する場合があります。
※支払われた家賃等の月額から、事業所からの家賃補助額を差し引いた額。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

申請方法

綾部市U I ターン福祉人材確保事業補助交付申請書（様式第1号）に次の関係書類を添付の上、障害者支援課障害者福祉担当まで、ご提出ください。

- ① 住宅賃貸借契約書の写し
- ② 住民票の写し（新規学卒者の方で住民票を異動せずに通学されておられた場合は、当時の住宅賃貸借契約書の写し）
- ③ 給料支払明細書
- ④ 新規学卒者の方は、卒業証明書の写し
- ⑤ その他（特に市長が必要と認める書類の写し）

用語の説明

- ※1 綾部市内に事業所を有する サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定するサービス事業所）、指定障害者支援施設（同法第29条に規定する障害者支援施設）、一般相談支援事業所（同法第51条の19第1項に規定する一般相談支援事業所）及び特定相談支援事業所（同法第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所）
- ※2 綾部市に居住されていた方で、市外に転出、就職した後、綾部市に転入し、市内の障害福祉サービス事業所に再就職した方又は綾部市に居住したことのない方で、綾部市に転入し、市内の障害福祉サービス事業所に就職した方。
- ※3 在学中、市外に居住し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定（幼稚園及び小学校除く。）又は同法第124条に規定する専修学校に通学し、雇用される年の3月に卒業した方（雇用される年の前年の3月に卒業予定であった方で、単位の未取得等により前年4月1日から雇用される年の3月31日までの間に卒業した方を含む。）。
- ※4 家賃、共益費及び当該家賃等に附属する駐車場使用料を合算した額。
- ※5 正規雇用で、雇用期間を限定することなく雇用されている方。
- ※6 市内の所在する借家、アパート等（勤務する事業所の社宅及び社員寮を除く。）。
- ※7 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等、厚生労働省令による基準

ご注意ください。

補助金の交付決定を受けられた後に、申請された内容に変更が生じた場合は、必ず、ご連絡ください。後日、綾部市Uターン福祉人材確保事業補助金変更交付申請書（様式第3号）を提出いただくことになります。

万一、連絡がなく、偽りの事実を確認した場合は、交付決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されている場合は、補助金の全部または一部の返還を命ずることがあります。

お問い合わせ先及び申請書提出先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市福祉部障害者支援課障害者福祉担当

電話（0773）42-4254（直通）